第17回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項

■事業報告
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針
- 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

■計算書類
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「企業行動指針」を定める。

(2) 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

(3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査等委員の監査を受け、監査等委員は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

(4) 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、不正行為等の防止を図る。

(5) 取締役が当社グループ全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。

(6) 代表取締役ＣＥＯ直轄にて内部監査業務担当者を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役及び監査等委員にも報告され、経営力の強化を図る。

(7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備・構築し、業務の改善に努める。

(8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

(2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。

(3) 情報セキュリティに関する規程等を制定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。また、個人情報については個人情報保護管理規程に基づき厳重に管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、法務、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。

(3) 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、取締役会において適宜報告を行い、必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士などに相談及び確認をする。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月１回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

(2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。

(3) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。

(4) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。

(5) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ホ．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人（以下、監査等委員補助者という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。

(2) 監査等委員補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査等委員の承認を受けなければならない。

(3) 監査等委員補助者の職務は監査等委員の補助専任とし、他の一切の兼任を認めないものとする。

ヘ．取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

(1) 取締役は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員に報告する。

(2) 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。

(3) 取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

ト．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができない。

(2) 監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

チ．その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会には法令に従い社外監査等委員を含み、対外透明性を確保する。

(2) 監査等委員は、代表取締役ＣＥＯと定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。

(3) 監査等委員は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。

(4) 監査等委員、会計監査人及び内部監査担当者は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

(5) 監査等委員は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

リ．反社会的勢力を排除するための体制

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

(2) 当社グループは、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

ヌ．業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また常勤監査等委員は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査担当者により各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

会社の支配に関する基本方針

当社グループは、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

上記方針及び業績動向等を総合的に勘案した結果、当期の期末配当については１株当たり５円とさせていただく予定です。

連結株主資本等変動計算書

（自　2024年２月１日
至　2025年１月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	576,337	560,337	4,470,408	－	5,607,084
当連結会計年度変動額					
新株の発行	47,200	47,200			94,400
剰余金の配当			△183,865		△183,865
親会社株主に帰属する当期純利益			776,867		776,867
自己株式の取得				△999,977	△999,977
自己株式の消却		△999,973		999,973	－
その他資本剰余金の負の残高の振替		999,973	△999,973		－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	47,200	47,200	△406,971	△4	△312,575
当連結会計年度末残高	623,537	607,537	4,063,437	△4	5,294,508

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定		
当連結会計年度期首残高	△81,127	7,700	5,533,657
当連結会計年度変動額			
新株の発行			94,400
剰余金の配当			△183,865
親会社株主に帰属する当期純利益			776,867
自己株式の取得			△999,977
自己株式の消却			－
その他資本剰余金の負の残高の振替			－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△116,515	3,698	△112,816
当連結会計年度変動額合計	△116,515	3,698	△425,392
当連結会計年度末残高	△197,642	11,398	5,108,264

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び会社名

・連結子会社の数　　２社

・連結子会社の名称　　TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.
東百国際貿易（上海）有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東百国際貿易（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.は連結会計年度と一致しております。

(3) 非連結子会社名等

TOKYO BASE NEW YORK,Inc.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う金額）及び利益剰余金（持分に見合う金額）等は、何れも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(4)持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

該当事項はありません。

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

TOKYO BASE NEW YORK,Inc.

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(5) 会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・商品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

当社は、建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く）は定額法を、その他は定率法を採用しております。また、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３年～18年

工具、器具及び備品　３年～８年

ロ．使用権資産

リース期間に基づく定額法を採用しております。

ハ．無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

ロ．賞与引当金　従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に一般消費者向けの衣料品販売であり、実店舗並びにＥＣ（インターネット）で販売をしており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、ＥＣ販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が概ね３日程度の期間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。

当社が運営するポイントプログラムについては、付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算出された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。また、他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額については、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品　　2,895,420千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価については、商品をブランド別・保有期間別に分類したうえで、将来の販売又は処分等による損失発生見込額を、当連結会計年度における赤字販売額の期首在庫に対する比率及び滞留在庫の販売消化率に基づき算定しております。滞留の判定においては、過去の販売実績等に基づき、保有期間が一定の期間内にある商品は営業循環過程にあると仮定しております。

なお、今後の市場環境等の変化により、見積りに用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において追加の帳簿価額の切下げが発生する可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産　　1,412,038千円

うち店舗設備　　1,278,909千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、店舗資産については店舗を単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなった場合や閉店の決定があった場合等、資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判断した場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、店舗別の事業計画に基づいて算定しており、重要な仮定は将来の売上予測及び売上総利益率であります。

将来キャッシュ・フローの見積りの仮定には不確実性が伴うため、当初見込んでいた売上が得られなかった場合等、見積りの前提条件に変更があった場合には、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

当連結会計年度において、「流動負債」の「未払費用」に含めていた未払額の一部を、表示の明瞭性を高める観点から「未払金」に区分掲記しております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「未払費用」に表示していた173,127千円をその他に含めている「未払金」として組替えを行っております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　43,459,482株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2024年４月19日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	183,865	4円	2024年１月31日	2024年４月22日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　議予　定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2025年４月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	217,297	5円	2025年１月31日	2025年４月24日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　4,400,000株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に長けた金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は外貨建ての営業債権について、為替リスクを低減するために、為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、売掛金に係る与信先は主に大手デベロッパーやクレジットカード会社であります。

不動産貸借等物件に係る差入保証金は、差入先・預託先の経済的破綻によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

Ⅰ．信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

また、差入保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

Ⅱ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

Ⅲ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年１月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払費用、未払法人税等、短期借入金、リース債務（流動）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	1,350,094千円	1,283,405千円	△66,689千円
資産計	1,350,094	1,283,405	△66,689
(2) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	3,185,477	2,871,729	△313,748
負債計	3,185,477	2,871,729	△313,748

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	1,283,405	－	1,283,405
資産　計	－	1,283,405	－	1,283,405
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	－	2,871,729	－	2,871,729
負債　計	－	2,871,729	－	2,871,729

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、対応する残存期間の国債金利が負である場合は、時価を簿価と合わせることとしております。

負債

(2) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　117円28銭

(2) １株当たり当期純利益　17円85銭

７．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	地域別			
	日本	香港	中国	合計
実店舗	14,647,876	578,002	1,203,438	16,429,317
ＥＣ	3,301,848	－	－	3,301,848
その他	476,505	－	－	476,505
顧客との契約から生じる収益	18,426,230	578,002	1,203,438	20,207,670
外部顧客への売上高	18,426,230	578,002	1,203,438	20,207,670

（注）「その他」の区分は販路に含まれない催事（ファミリーセール等）の売上高であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ④　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度末残高
顧客との契約から生じた債権	1,046,295	1,400,179
契約負債	78,161	76,688

契約負債は主に、当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、78,161千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

８．重要な後発事象に関する注記

（韓国子会社設立）

当社は、2025年２月14日開催の取締役会において、以下のとおり、韓国にて海外子会社を設立することを決議し設立しました。

①設立の理由

当社は、現在アジア地域において「TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.」（香港）、「東百国際貿易（上海）有限公司」（中国本土）並びに北米地域において「TOKYO BASE NEW YORK,Inc.」（米国）にて海外事業を展開しております。

当社のMISSIONである「日本発を世界へ」の実現、且つ2028年1月期を最終年度とする中期経営計画において、更なる海外事業の拡大を目的とし「海外展開国5カ国以上の成功」をKPIに掲げております。

海外展開4カ国(地域)目として、当社国内インバウンド比率も高く、マーケット規模感およびファッション親和性、日本デザイナーズブランドへの認知度、当社の内部リソース等、総合的に判断した結果、この度新たに韓国に子会社を設立しております。

②子会社の概要

(1)　商号　　：TOKYO BASE KOREA CO.,LTD.
(2)　所在地　　：韓国　ソウル市
(3)　代表者　　：谷 正人
(4)　事業内容　：韓国における小売業
(5)　資本金　　：KRW ₩800,000,000（約75百万円）
(6)　設立　　：2025年２月
(7)　株主構成　：株式会社TOKYO BASE　100%

株主資本等変動計算書

（自　2024年２月１日
至　2025年１月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	576,337	560,337	－	560,337	4,437,489	4,437,489
当期変動額						
新株の発行	47,200	47,200		47,200		
剰余金の配当					△183,865	△183,865
当期純利益					632,527	632,527
自己株式の取得						
自己株式の消却			△999,973	△999,973		
その他資本剰余金の負の残高の振替			999,973	999,973	△999,973	△999,973
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	47,200	47,200	－	47,200	△551,311	△551,311
当期末残高	623,537	607,537	－	607,537	3,886,177	3,886,177

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	－	5,574,165	7,700	5,581,865
当期変動額				
新株の発行		94,400		94,400
剰余金の配当		△183,865		△183,865
当期純利益		632,527		632,527
自己株式の取得	△999,977	△999,977		△999,977
自己株式の消却	999,973	－		－
その他資本剰余金の負の残高の振替		－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,698	3,698
当期変動額合計	△4	△456,915	3,698	△453,216
当期末残高	△4	5,117,249	11,398	5,128,648

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・商品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・建物（2016年３月31日以前に取得した建物附属設備を除く）　　定額法を採用しております。

その他　　定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～18年
構築物	14年
工具、器具及び備品	３年～８年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に一般消費者向けの衣料品販売であり、実店舗並びにＥＣ（インターネット）で販売をしており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、ＥＣ販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が概ね３日程度の期間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。

当社が運営するポイントプログラムについては、付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算出された独立販売価格を基礎として取引価格

の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。また、他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額については、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識しております。

2.会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

商品　　2,471,389千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記 (1) 商品の評価」の内容と同一であります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産　　1,239,949千円

うち店舗設備　　1,106,821千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記 (2) 固定資産の減損」の内容と同一であります。

(3) 関係会社に対する投資及び債権の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社未収入金	328,709千円
関係会社株式	46,521千円
関係会社長期貸付金	744,358千円
その他短期金銭債権	130,265千円
関係会社長期未収入金	3,143,552千円
貸倒引当金	2,735,744千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、時価を把握することは極めて困難なため、関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が十分な証拠により裏付けられている場合を除き、減損処理を行うこととしております。また、関係会社未収入金等の債権は、関係会社の財政状態及び経営成績等を考慮して回収可能性を判断し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

当社の子会社であるTOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.及び東百国際貿易（上海）有限公司に対する投融資の評価にあたっては、当該子会社の事業計画及び財政状態等を考慮して評価を行った結果、追加で634,007千円の貸倒引当金を計上いたしました。また、TOKYO BASE NEW YORK,Inc.に対する投融資の評価にあたっては、当該子会社の事

業計画及び財政状態等を考慮して評価を行った結果、回収可能と判断しており、減損処理や貸倒引当金の計上は行っておりません。

３．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

連結注記表（３.表示方法の変更に関する注記）に記載の内容と同一であります。

４．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	130,265千円
短期金銭債務	26,062千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	42,927千円
販売費及び一般管理費	289,000千円
営業取引以外の取引による取引高	1,557千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式	13株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	21,468千円
未払社会保険料	5,910千円
契約負債	23,070千円
未払事業税	20,795千円
未払事業所税	4,197千円
棚卸資産評価損	12,112千円
減価償却超過額	14,832千円
一括償却資産償却超過額	1,169千円
敷金	39,169千円
資産除去債務	4,026千円
減損損失	4,890千円
子会社株式評価損	42,482千円
貸倒引当金繰入	837,815千円
その他	1,266千円
繰延税金資産小計	1,033,207千円
評価性引当額（繰越欠損金以外）	△923,494千円
評価性引当額小計	△923,494千円
繰延税金資産合計	109,713千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,339千円
繰延税金負債合計	△1,339千円
繰延税金資産の純額	108,373千円

８．関連当事者との取引に関する注記

(1)関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.	（所有）直接 100.0%	資金の貸付及び当社商品の販売業務委託	資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	450,000
				香港での販売代金の回収	292,117	関係会社未収入金	317,189
				利息の受取（注1）	751	流動資産のその他（未収収益）	3,605
	東百国際貿易（上海）有限公司	（所有）間接 100.0%	資金の貸付、仕入代金の立替及び商標利用の許諾	資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	150,000
				利息の受取（注1）	637	流動資産のその他（未収収益）	215
				仕入代金の立替（注2）	288,172	関係会社長期未収入金（注4）	3,143,552
				ロイヤリティの収入（注3）	31,407		
	TOKYO BASE NEW YORK,Inc.	（所有）直接 100.0%	資金の貸付、店舗内装設備等及び仕入代金の立替	資金の貸付	150,000	関係会社長期貸付金	144,358
				利息の受取（注1）	169	流動資産のその他（未収収益）	169
				店舗内装設備費等の立替	65,828	流動資産のその他（立替金）	121,523
				仕入代金の立替（注2）	11,520	関係会社未収入金（注4）	11,520

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2)東百国際貿易（上海）有限公司及びＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ　ＮＥＷ　ＹＯＲＫ,

Ｉｎｃ．の仕入代金については、当社による立替えにより日本国内の仕入先へ支払しております。

(注3)当社の売上高については、商標使用料及び関連諸費用の見合いとして当社から東百国際貿易（上海）有限公司に対してロイヤリティを請求しております。

(注4)東百国際貿易（上海）有限公司に対する関係会社長期未収入金について、2,735,744千円の貸倒引当金を計上しております。当事業年度において、貸倒引当金繰入額634,007千円を計上しております。

(2)役員及び主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び主要株主	中水　英紀	（被所有）直接 7.52% 間接 3.14%	役員及び主要株主	ストック・オプションの権利行使（注1）	93,200	－	－
				自己株式の取得（注2）	484,420	－	－

（注1）ストック・オプションの権利行使は、2020年３月13日開催の取締役会決議に付与された第７回ストック・オプションの内、当事業年度における新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションとしての新株予約権行使による株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

（注2）自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（TostNeT-３）により取得しており、取得金額は取引前日の終値によるものであります。

９．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（７．収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　117円75銭

(2) １株当たり当期純利益　14円54銭

11．重要な後発事象に関する注記

連結注記表（８.重要な後発事象に関する注記）に記載の内容と同一であります。